

会計室業務企画検討委員会設置要綱

制 定 平成 12 年 11 月 16 日
最近改正 令和 5 年 12 月 28 日

(設置)

第1条 会計室の事務事業における重要な課題について検討することにより、その改善を図り、円滑な執行を実現するため、会計室に会計室業務企画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員によって構成する。

2 委員長は、次長をもって充て、副委員長は、会計企画担当課長をもって充てる。

3 委員は、会計管理担当課長、決算調整担当課長、会計企画担当課長代理、会計管理担当課長代理、決算調整担当課長代理その他委員長が指名する担当係長とする。

(委員長)

第3条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(ワーキンググループの設置)

第4条 具体の課題の検討に当たっては、課題別にワーキンググループを設置し、当該事務事業を所管する担当課長代理又はこれに準ずる職員を中心として運営し、関係職員の参画を求めて検討を行うものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集して行う。

2 前項の会議において、委員長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、委員長が指名する担当係長が処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 28 日から施行する。